

第1 請求の受付

1 請求人

省略

2 請求書の提出日

令和4年10月24日

3 請求の内容

請求の内容は、別紙 御嵩町職員措置請求書のとおり。

4 要件審査

監査委員は、令和4年11月1日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、監査を実施することを決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項の決定

- (1) 令和2年3月16日、御嵩町が [] (以下「 [] 」という。)との間で、御嵩町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務委託契約(以下「本件契約」という。)を締結したことが、違法又は不当な契約、履行行為に該当するの否か。
- (2) 今後、本件契約に関連した、本件契約の変更契約、本件契約にかかる建物(以下「新庁舎等」という。)に関する監理業務委託契約、本件契約を建設する予定の土地(以下「本件土地」という。)の売買契約、本件土地の調査・造成等に関わる請負契約、本件建物の建築に関わる工事請負契約等の締結が、違法又は不当な契約、履行行為に該当するの否か。
- (3) 上記(1)、(2)の各契約に伴う公金の支出及び今後予定される公金の支出が、違法又は不当な行為に該当するの否か。

2 請求人の証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第242条第7項の規定に基づき、令和4年11月2日付け御監第44号で請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、令和4年11月7日に請求人から電話により、証拠の提出及び陳述はしない旨の回答があった。

3 監査対象機関

御嵩町総務防災課（庁舎整備係）

4 陳述の聴取

総務防災課に対して関係書類の提示を求め確認を行うとともに、関係職員から説明を受け陳述を聴取した。(実施日：令和4年11月10日、11月28日)

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 前提たる新庁舎等の建築が不能であることについて

ア 法第4条第3項に基づく、事務所の位置を変更する条例(以下「位置条例」という。)の制定時期は、新事務所の建築着工前とするか、建築完了後とするかは、当該市町村の事情によっていずれでも差し支えないため、これにより御嵩町は、位置条例の上程予定時期を令和6年第2回定例会としていた。

イ 農地転用の許可権者は岐阜県知事であり、岐阜県からは、農地法第5条及び同法施行規則第57条に基づき、事業の用に供する見込みを確認していた。

ウ 令和4年5月2日、岐阜県から御嵩町に対して、位置条例の制定の見込みの確認がされていた。

エ 令和4年5月25日、御嵩町議会全員協議会で、本件土地への事務所(新築)移転の意思確認を全議員に行ったところ、11名中10名は反対ではなかった。明確な反対意思を示した議員は1名であった。

オ 令和4年5月27日、新庁舎の透明性確保に係る議員連盟(以下「議員連盟」という。)から岐阜県に対し、「令和3年第4回定例会において用地費を含む補正予算に反対した。」「令和4年第1回定例会において令和4年度予算における新庁舎予算(新庁舎整備関係予算49億円の債務負担行為)に反対した。」ことを理由とし、事務所移転の特別議決には反対する「要望書」が提出された。

カ 令和4年6月2日、御嵩町は、上記オの事実を岐阜県からの通知で知った。

キ 令和4年6月2日以降、御嵩町は新庁舎等整備事業に関連する全ての事業について休止措置をしている。

ク 令和4年8月29日、御嵩町は、議員連盟から御嵩町の位置条例の特別多数議決に反対する「御嵩町新庁舎移転の白紙撤回を求める声明」の送付を受けた。

ケ 新庁舎等の建設にあたっては、御嵩町新庁舎整備特別委員会(以下「特別委員会」という。)で議論を積み重ね決定してきた経緯があり、御嵩町は、位置条例の特別議決には全会一致で同意されるものと認識していた。

(2) 新庁舎等の移転先の選定が不透明、不合理であることについて

ア 現ハザードマップ(平成31年3月発行)上では、本件土地の一部に浸水想定が2m以上の箇所が存在する。

- イ 請求人が虚偽の資料とするものは、特別委員会の移転候補地の検討の際、特別委員会（議会事務局）が独自に作成したものであって、御嵩町（総務防災課）で作成されたものではなかったことを、総務防災課及び議会事務局から確認した。
- ウ 当時のハザードマップ上では、本件土地は0.5mまたは0.5m～1mの浸水想定箇所であった。また浸水災害を意識した盛土と堤防の強化が記載されていた。
- エ 平成29年12月6日、特別委員会は新庁舎移転先として、国道21号バイパスエリアを優位性が高いと評価し、全会一致で特別委員会の中間報告をしていた。
- オ 候補地選定の際は、住民の利便性や農地への影響等を考慮した上で選定したものであり、土地の所有者を把握した上で選定作業が行われていなかったことを当時の特別委員会委員長（高山由行議長）から聴取し確認した。

(3) 設計業者選定時と設計内容が大幅に異なっていることについて

- ア 本件契約は、プロポーザル方式によって、業者選定が行われている。
 - ※ プロポーザル方式は、そのプロジェクトにとって最も適切な創造力と技術力そして経験と実績を持つ「設計者（人）」を選定するもの。コンペ方式は、最も優れた「設計案」を選定するもの。この二つの明確な違いは、選定する対象が、「プロポーザル方式：設計者（人）」か、「コンペ方式：設計案」かである。
- イ ■■■の町民ホールの提案は、提案時からRC造一部鉄骨造であり、木造からRC造に変更されていなかった。
- ウ 御嵩町プロポーザル方式執行基準及び御嵩町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル評価委員会設置要領に基づいて、人選され、評価委員会が設置されていた。
- エ 学識経験者として、木造建築の専門家（一級建築士）と環境エネルギーの専門家の計2名を評価委員に加えていた。

(4) 予算と大幅に異なる設計がなされていることについて

- ア 令和元年9月に基本計画が終了した時点では、建築工事等に係る概算事業費として41億円としていた。その後、令和3年6月に基本設計が終了した時の概算事業費として43.5億円と公表していた。ただし、造成費等は含まれていない旨は広報紙（令和元年10月号、令和3年7月号）等で説明されていた。
- イ 令和4年5月に実施設計が終了し、造成費、盛土購入費を含んで78億円として公表され、町民説明会等で広く説明されている。
- ウ 実施設計に基づく請負工事代金の本見積額は今後の入札に影響を与える恐れがあるため公表されていない。
- エ 御嵩町は、予算から著しくかけ離れた設計がなされる設計契約を締結しないよう努めていた。

2 監査委員の判断

(1) 前提たる新庁舎等の建築が不能であることについて

新庁舎等建設事業は御嵩町と御嵩町議会が一丸となって、スピード感と危機感をもって進めてきたもので、移転先の選定は、令和元年5月30日に特別委員会が議長あてに提出した最終報告書を基に、町長がその意見を尊重し今日に至ったものである。

その上で、まず、位置条例の制定時期については、新事務所の建築着工前とするか、建築完了後とするかは、当該市町村の事情によっていずれでも差し支えないのであるから、本件契約等締結前に条例の制定を実施し、または実施できなかった場合を想定した損害最小限措置をした上で本件契約等を締結する義務は存在しないのであり、そもそも御嵩町の裁量権の逸脱濫用は認められない。更には、農地転用の許可要件は岐阜県が求めているものであるが、農地転用の一要件として位置条例の特別議決の同意見込みの確認が法的に必須条件と判断することはできないため、やはり上記義務は存在しないのであり、御嵩町の裁量権の逸脱濫用は認められない。

また、仮にそのような義務が存在したとして、令和4年8月に議員連盟が位置条例の制定に反対することを正式に表明しているが、請求人は、令和3年12月10日の議会で新庁舎等の整備事業に関する補正予算について、5人の議員が反対した時点で位置条例制定のための議会の3分の2の同意見込みが得られないことを予見できたとされている。

しかし、議会会議録では基金の取り扱い、執行方法について異を唱えているものであって、用地確保はしていくべきという記述があることから、御嵩町が令和3年12月10日時点で特別議決の同意見込みを得られないことを予見できたとは到底考えられない。更には、農地転用の許可要件は岐阜県が求めているものであるが、農地転用の一要件として位置条例の特別議決の同意見込みの確認が法的に必須条件と判断することはできない。つまり、岐阜県は現在、農地転用許可を「保留」している状況にあることから、本措置請求に記述されているように「農地転用の許可を得られる見込みがない」とは断定できないのであり、御嵩町が令和3年12月10日時点で農地転用許可を得られる見込みがないことを予見できたとは到底考えられない。

よって、御嵩町の裁量権の逸脱濫用は認められない。

(2) 新庁舎等の移転先の選定が不透明、不合理であることについて

新庁舎等の移転先候補地の選定の際、請求人が虚偽資料だとする浸水想定は、平成27年当時のハザードマップを参考に特別委員会（議会事務局）で作成されたものであって、御嵩町（総務防災課）が作成したものではなかった。このことから御

嵩町が措置請求にあるとおりに、 副町長が所有する土地への誘導をした事実は存在しなかった。

また、新庁舎整備の基本方針である「安心・安全な庁舎」とは、巨大地震による耐震性の観点を目指すものであって、浸水想定に対しては盛土により安全対策を図るものであった。特別委員会が作成した資料からも、浸水に対する盛土の必要性は全議員が把握したうえで、選定されていた。そして、関係機関とも慎重に協議を重ね進めてきている。基本構想時にパブリックコメントを実施し広く町民の意見を聞いてきていることから、その選定に不透明さや不合理性は見当たらない。

よって、移転先の選定について御嵩町の裁量権の逸脱濫用は認められない。

(3) 設計内容が設計業者選定時から大幅に異なっていることについて

プロポーザル方式は、設計者（人）を選定したものであり、発注者（御嵩町）との協議の中で、設計内容の変更はあり得ることであるから、設計内容の変更と を選定したこととは無関係である。

また、設計者である は、御嵩町プロポーザル方式執行基準及び御嵩町新庁舎等建設基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル評価委員会設置要領に基づき人選された評価委員により公正に選定されたものである。更には、選任された評価委員は、御嵩町が環境モデル都市として掲げる低炭素社会の実現に向け周辺環境と地球環境に配慮した整備及び地域産材を活用した木造庁舎を基本方針としている中で、学識経験を有する評価委員として、環境エネルギーの専門家及び木造建築の専門家（一級建築士）をそれぞれ加えていることは、決して公平性を欠くものではない。そして、外部の有識者を評価委員として参画した選定作業は、参加業者名が伏せられ即日評点がなされた中で業者の公正な決定が行われた。 の選定過程は以上のとおりであるから、 を選定することありきで選定がなされたとの疑いについても、そのような事実を確認することはできなかった。

よって、上記のとおり公正かつ公平な設計業者の選定過程からすれば、設計業者の選定について御嵩町の裁量権の逸脱濫用は認められない。

(4) 予算と大幅に異なる設計がなされていることについて

令和元年9月時点の予算約41億円は建築工事等に係る概算事業費であり、造成工事費等を含んだ総事業費ではない。令和4年5月開催の行政懇談会では前述の建築工事費、造成工事費等と盛土購入費を含んだ約78億円が総事業費として公表されたが、当初の約41億円には造成工事費等は含まれていない旨が基本計画（令和元年9月）や町広報紙（令和元年10月号、令和3年7月号）において詳細に説明されている。よって、両予算では対象としている事業の内容が異なる（後者の方

が対象事業が多い) のであり、約 41 億円が約 78 億円に大幅に膨れ上がったものではない。

また、造成工事に係る設計は別事業で執行されたものであるため、本件契約に基づいて増加したものでなかった。

実施設計に基づく請負工事代金の本見積額は、今後の入札執行に影響を与えるものであり、公表すべきものではない。

よって、そもそも予算から著しくかけ離れた設計がなされる設計契約が締結された事実は存在せず、本件契約の締結について御嵩町の裁量権の逸脱濫用は認められない。

3 結論

請求人が挙げた違法または不当の理由の 4 項目を重点に監査した結果、御嵩町における本件契約等の締結及びそれらに基づく公金の支出については、正当な手順に則り執行されたものであり、裁量権の逸脱濫用はなく、そこに違法又は不当な行為があったという事実は認められなかった。よって、本契約行為等及びそれらに基づく公金支出は、本措置請求書に記載されている違法又は不当な行為に該当するとはいえず、請求人の主張を棄却することに決定した。